

京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第45号）（総務局人事部給与課）

諸般の状況により、次のとおり職員の給与を改定することとしました。

- 1 職員が離職した場合（懲戒、採用の日から30日以内の退職、失職その他懲戒に準じる事由による場合を除く。）の給料について次のとおり改定することとします。

改 正 前	改 正 後
離職した日の属する月の月分の給料の全額	離職した日までの給料

（参考）

懲戒、採用の日から30日以内の退職、失職その他懲戒に準じる事由による離職については、従前から、離職した日までの給料を支給しています。

- 2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員が正規の勤務時間を超えてした勤務のうちその勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務及び当該職員が京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第3項に規定する勤務を要しない日においてした勤務のうちその勤務をした時間が7時間45分に達するまでの勤務に対する時間外勤務手当について、勤務1時間当たりの給与額に乘じる割合を次のとおり改定することとします。

改 正 前	改 正 後
100分の100から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合 (当該市規則において、100分の100と規定しています。)	100分の100

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第45号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「離職し（次項に規定する場合を除く。）、又は」を削り、同条第3項中「懲戒その他別に定める事由により」を削る。

第13条第2項中「100分の125」の右に「から100分の150までの範囲内で別に定める割合」を加える。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)